

令和8年度鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金

移住・空き家特別枠、中心市街地特別枠の募集方法について

応募についての問い合わせが多いため、期間を設定して事前受付を行い、申請額が予算の範囲を超えた場合には、抽選で交付対象者を決定します。

《移住・空き家特別枠》

移住世帯が空き家活用に該当するリフォーム工事を行う場合、補助対象工事費の1/3で上限200万円を補助します。(予算額1,000万円)

※補助金を受ける条件については、他の種別のリフォーム補助金と同じ条件になります。

- ◎移住世帯 令和3年4月1日から実績報告書を提出する日までに鶴岡市外から鶴岡市に移住し、又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県及び福島県に限る。）に居住し、かつ、実績報告書を提出する日までの間に鶴岡市に移住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入届を鶴岡市へ提出した者が世帯員として属している世帯
- ◎空き家活用 令和5年4月1日以後に個人が自ら居住するために取得した特定非営利活動法人つるおかランド・バンクが実施する空き家バンク事業に登録されている建築物又は令和5年4月1日以後に個人が自ら居住するために贈与、売買又は相続により取得した建築物のうち、取得時点において、1年以上居住を目的とした使用がなされていない建築物（売買の場合は令和5年4月1日以後に中古住宅診断したものに限り）をリフォームする工事

《中心市街地特別枠》

移住世帯、新婚世帯又は子育て世帯のいずれかの世帯が空き家活用に該当するリフォーム工事を行う場合、補助対象工事費の一律1/3で上限300万円を補助します。(予算額300万円)

※補助金を受ける条件については、他の種別のリフォーム補助金と同じ条件になります。

- ◎新婚世帯 申請日時点において婚姻した日から5年以内である世帯員又は婚姻を予定している世帯員がいる世帯
- ◎子育て世帯 平成20年4月2日以後に出生した世帯員又は妊娠している世帯員がいる世帯
- ◎移住世帯及び空き家活用の定義については、上記の移住・空き家特別枠と同一

【受付期間】 令和8年4月1日（水）～4月10日（金）17時 ※受付期間内必着

【提出書類】 鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金（特別枠）事前申請書

【提出方法】 建築課窓口持参、郵送（期間内必着）、メール

【抽選会】 ①日 時 令和8年4月13日（月）午前10時

②会 場 鶴岡市役所 6階大会議室西

③参加者 申請者本人または代理人

- ④抽選方法
- ・回転式抽選機を使用する。
 - ・事前申請の受付順で予備抽選を行い、予備抽選で出た番号順で本抽選を行う。
 - ・予算の範囲以内で交付対象者を決定。
 - ・補欠の交付対象者は設けず、交付対象者で辞退があった場合は、再度募集を行う。

⑤その他 交付対象者は、通常の補助金申請を行う。

※ 事前申請で予算の上限に達しない場合は、抽選を行わずに全申請者を補助金対象者とし、令和8年12月18日（金）または予算の上限に達するまで、先着順で申請を受け付けます。

【提出・問合せ】 鶴岡市建設部建築課住宅支援係
住 所：〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号
電話番号：0235-35-1428（直通）
E - m a i l：kenchiku@city.tsuruoka.yamagata.jp